



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	「エキュメニズム教令」に就いて
Author(s)	浅井, 正三; Asai, S
Citation	基督教学, 1, 9-13
Issue Date	1966-03-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/45795
Type	journal article
File Information	1_9-13.pdf



「エキュメニズム教令」に就いて

浅井正三

序論

第二ヴァチカン公会議の目標は、カトリック教会自身の刷新を通して現代の要望に応え得る姿勢を確立する、所謂 *aggiornamento* (現代化) にあった。現代化によって、全キリスト者の一致を図ると共に、更に、凡ゆる宗教の信奉者、及び無信仰者にも、キリストの福音の理解を広めるのが目的である。

一九六四年十一月二十一日 第三会期の終りに発布された三つの教書は、カトリック教会の基本的性格を明らかにすると同時に、「分たれたる兄弟」であるキリスト者達に対し、カトリック教会の態度を打出したものととして重要な意義を持つ。

教会憲章 (*Constitutio Dogmatica de Ecclesia*)

エクメニズム教令 (*Decretum de Oecumenismo*)

カトリック東方教会教令 (*Decretum de Ecclesiis Orientalibus Catholicis*)

「エクメニズム教令」は「教会憲章」を前提としたものであり、両者の関連性を忘れてはならないが、「エクメニズム教令」に焦点を合わせて本論を進めて行き度い。

本論

一、信仰生活の実践を怠るキリスト者が「世」に対して躓であるように、キリストの教会自体も、そのあるべき姿

を具現していない場合、キリストを求める人々を教会から遠ざける事実を反省せねばならない。

キリストの教会は本質的に「一」である。父と子と聖霊の神に根底を持ち、キリストとその体である教会は、一つである。「父よ、あなたが私のうちにおいでになり、私があなたの中にあるように、みなが一つになるように。それは、あなたが私をおつかわしになったことを、世に信じさせるためであります。」(ヨハネ一七の二)この一致は、聖霊を原動力とし、信、望、愛の徳と洗礼と聖体秘義の契によって実現される。「体は一つ、霊は一つ、あなたの召出しによって、一つの希望に召されたのと同様に。主は一つ、信仰は一つ、洗礼は一つ、」(エフェソ四の四―五)現実の歴史は、教会の基本的性格が、無残にも分裂によって裏切られている事実を示す。教会再一致は、キリスト者の悲願であり、実現の道はたとえ峻しくとも、神への信頼に支えられて、遂行されねばならない。

一九六一年ニューデリーで開催された第三回世界教会協議会に於いて示された、教会一致の基本的精神は、第二ヴァチカン公会議を貫くカトリック側の精神と、数多くの共通点を持つてゐるのは悦ばしい現象である。(竹中正夫訳「世の光キリスト」第三部一致参照)と同時に、克服さるべき相異点の存在することも紛れもない事実であつて、一致の実現は人間の努力のみでは達成し得ない至難事であり、聖霊への信頼のみが、希望の泉であることも銘記せねばならない。第二ヴァチカン公会議の、教会一致事務局長ベア枢機卿は次のように述べている。

一、人間の見地からどれ程の困難が横たわつていようと、教会一致は神の御業であるから、神の恩寵によって実現するに相異なる。従つて、一致運動の将来については何も予測しない。未来は神の御手の中にある。神の愚かしさは人の賢明さを上まわる。

二、真理は不変であり、人間の理解は深さと広さにおいて前進する。教理についての定義は変るものではないが、定義は真理を汲みつくすものではない。(A. Bea, *The Unity of Christians*, Liverpool & London, 1963, p. XIV)

二、カトリックの用法に従えば、*ecumenicus* は *concilium* を修飾して *concilium ecumenicum* (公会議) を指す

ものであった。之に反し、プロテスタントは教会一致運動即ち *ecumenical movement* に主として使われていることは衆知のところである。第二ヴァチカン公会議を契機に、カトリック教会も *ecumenicus* を後者の意味に使用し始めたのは注目に価する。事実、エキュメニズム教令第一章の標題は、草案の段階では *De principis ecumenismi catholici* (カトリック、エキュメニズムの原理) とされていたのであるが、最終テキストには、*De catholicis ecumenismi principis* (エキュメニズムのカトリック原理) と訂正されている。エキュメニズムには、カトリック的とプロテスタント的の二つの異なるものは存在しないことの証拠と見做されよう。

「エキュメニカル運動」とは、本教令に従えば、次のようなものとして理解される。即ち「教会の種々の必要に従い時宜に應じて、キリスト者の一致を促進するために奨励され組織される活動と企である」(教令四)。更にその内容を説明すれば

一、分たれた兄弟の状態に公正と真理とに基づいて対応していかないため、かれらとの相互関係を困難にしている言葉、判断、行動を根絶するためのあらゆる努力である。

二、異なる諸教会や諸教団に属するキリスト者が宗教的精神のもとに企図した会議において相應の準備ある有識経験者の間で行なわれる「対話」であって、その中でおのおのが自己の教団の教義をより深く説明し、その特徴を明らかに示すのである。

三、それらの教団は、すべてのキリスト教的良心が共通善のために要求するあらゆる義務においても、もっと広く協力し合うようになる。

四、許された範囲内で、心を一つにして祈るために集まる。

五、すべての人は教会に関するキリストの意志に対する自分の忠実さを反省し、そして当然、刷新と改革の事業

に熱心に従事する。(教令四)

「エキュメニズムの実践について」の章の中で、より具体的な注意事項がのべられている。「対話」にあたっては、カトリック信仰を表明する方法と順序とは、けつして兄弟との対話の妨げとなつてはならない。教理をのべるにあつて、全体を明らかに述べるものが絶対に必要であつて、カトリック教義の純粋性をそこない、その本来の確実な意味を曇らせる偽りの平和主義ほどエキュメニズムからかけ離れたものはない。従つて神学者達は、教会の教義に従いつつ、分たれた兄弟とともに神の諸秘義について探求しながら真理への愛徳と謙遜をもつて研究を進めねばならないことが強調されている。(教令一一)

共通善の要求に應えるための協力に関して、現代においては、社会面において広く協力が行なわれているのであるから、例外なしにすべての人は共同の働きへと招かれているのであるが、キリスト者は、なおさらそうである。特に、社会的または技術改革が行なわれている地域において、あるいは人間の尊厳についての正しい認識を確立するため、あるいは平和の恵みを促進するため、あるいは福音を社会に適用するため、あるいはキリスト教精神をもつて学問と技術を進歩させるため、あるいは更に、飢餓や災難、文盲や貧乏、住宅難や富の不公平な分配といった現代の社会悪に対してあらゆる種類の救済策を講ずるために、協力が必要である、と説いている。(教令一二)

勿論、エキュメニカル運動が至るところで盛んであるとは言えないが、分たれたる諸教会や諸教団とカトリック教会との間には重大な相違があり、それは歴史的、社会的、心理的、文化的性質のものばかりではなく、特に啓示された真理の解釈に関するものであることを認めなければならない。それにもかかわらず、エキュメニカルな対話の回復をはかることは重要である。(教令一九)

結 論

真のエキュメニズムは内的な改心なしにはあり得ない。キリスト者は、福音に従つてより清い生活を送るよう努

力すればする程、それだけよりよくキリスト者の一致を促進し、さらに実り豊かに実行するものと云えよう。この改心と聖なる生活とは、キリスト者の一致のために行なわれる私のおよび公的祈願とともに、全エキュメニカル運動の現とみなすべきものであって、「靈的エキュメニズム」と正當に呼ばれ得るものである。(教令八)

エキュメニズム運動がキリスト者に要求する心構えが靈的エキュメニズムであり、キリストの唯一の教会にすべてのキリスト者を一致させ、和解させるといふ聖なる目標は、人間の力と才能を越えるものである。このために、キリストの教会のための祈りと、父のわれわれに対する愛と、聖靈の力とにすべての希望を置かねばならない。

「希望は欺かない。それは、われわれに与えられた聖靈によって、われわれの心に神の愛が注がれたからである。」

(ローマ五の五)

主な文献

本文

Decretum de Oecumenismo.

Decretum de Ecclesis Orientalibus Catholicis Constitutio Dogmatica de Ecclesia.

参考

(日本語訳) 教会憲章 付エキュメニズムについて、日本司教団秘書局訳、中央出版社、東京、昭四十。

The Church and Ecumenism, *Concilium* the theology in the age of renewal Vol. 4, Jaulhet Press, New York, N. Y. 1965.

G. Thils, Le décret conciliaire sur l'œcuménisme, in *Nouvelle Revue Théologique* (N. R. Th.), 87 (1965) 225-244.

G. Dejaife, S. J., La 《Magna Charta》 de Vatican II, La Constitution 《Lumen gentium》, in N. R. Th., 87 (1965) 3-22.

Augustin Cardinal Bea, *The Unity of Christians*, Geoffrey Chapman-London, 1963.

公会議と教会一致、聖心女子大学カトリック文化研究所編、第一、第二輯、東京中央出版社「第一輯は理想社版」。